

宝塚市骨髄等移植ドナー支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する事業）において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）に対し、通院・入院等に要した日数に応じて助成金を支給することで骨髄移植に係る経済的・心理的負担の軽減を図り、骨髄等移植の推進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の助成対象者は、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業においてドナーとなり、骨髄等の提供を行った者
- (2) 骨髄等の提供を行った日が令和6年4月1日以降であり、且つ、骨髄等の提供時において、宝塚市内に住所を有する者
- (3) 助成金の交付申請時において、兵庫県内に住所を有する者
- (4) 他の自治体等が実施する同種同類の助成金等を受けていない者

(助成金額等)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき20万円を限度とする。ただし、骨髄等の採取のために行った手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための日数は対象外とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血保存のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院、入院又は面談

2 助成金額については第1条の目的を達成するため、補助対象支出の額にかかわらず前項に定める金額とする。

(助成の申請)

第4条 第2条に定める対象者で助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、骨髄等提供日から1年以内に、宝塚市骨髄等移植ドナー支援事業申請書（様式第1号）（以下申請書という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類

- (2) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類
 - (3) 助成金の振込みを希望する金融機関の通帳等の写し（カナ名義及び口座番号が確認できるものに限る。）
 - (4) 身分を証明する書類の写し
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請が行われた日を基準に、助成対象年度を判定するものとする。

(助成金の支給)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容について審査の上、申請内容が適正と認めるときは、助成金額を決定し、骨髄等移植ドナー支援事業助成決定通知書（様式第2号）を速やかに申請者に送付するとともに、助成金を申請者の指定する口座に振り込むものとする。

- 2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した骨髄等移植ドナー支援事業助成不承認通知書（様式第3号）を速やかに申請者に送付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けた者に対し、その全部を返還させることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）の定めるところによるほか、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和8年3月31日にその効力を失う。